

共生交流プラザ「カラット」

別紙3 リスク分担表

種類	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
税制・法令改正	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加または収入の減少	○	
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
周辺地域・住民及び利用者への対応	業務の内容に対する地域、住民、利用者からの要望、苦情等への対応		○
安全性の確保	施設の運営・維持管理に関わる安全性の確保及び周辺環境の保全（緊急措置を含む）		○
第三者への賠償	管理上の瑕疵により損害を与えた場合		○
	施設、機器の不備により損害を与えた場合	協議	
業務内容の変更	行政運営上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
事業の延期・中止	市の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻によるもの		○
許認可等	本市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の延期・中止	○	
	上記以外の場合		○
施設の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	修繕費が1件あたり50万円を超えない場合		○
	上記以外の場合	○	
不可抗力	自然災害等により指定管理者の責めに帰することのできない建物・設備の損害	○	
需要変動	想定できない特殊な事情が認められる場合	○	
	上記以外の場合		○
施設の利用不能等による利用料金収入の減少	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合（ただし、指定管理料を減額する場合がある）	○	
引き継ぎの費用	指定期間終了時等の施設運営に係る引き継ぎ費用		○
建物総合損害共済の加入	火災等の偶然の事故により、施設に損害が生じた場合の保険料	○	

老人福祉センター等 リスク分担表

種類	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
法令等の変更	管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
税制度の変更	指定管理料に影響を及ぼす税制度の変更	○	
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
業務内容の変更	行政運営上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
安全性の確保	施設の運営・維持管理に関する安全性の確保及び周辺環境の保全 (緊急措置を含む)		○
第三者への賠償	管理上の瑕疵により損害を与えた場合		○
	施設、機器の不備により損害を与えた場合		協議
不可抗力への対応	天災・暴動等による履行不能	○	
許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効等(豊明市が取得するもの)	○	
	上記以外の場合		○
運営費の上昇	豊明市以外の要因による運営費用の増大		○
	物価上昇		○
施設・設備の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	修繕費が 1 件あたり 50 万円を超えない場合		○
	上記以外の場合	○	
性能不適合	協定書及び仕様書に定めた要求水準に不適合する場合		○
需要変動	想定できない特殊な事情が認められる場合	○	
	上記以外の場合		○
建物総合損害共済(火災保険)への加入	火災等の偶然の事故により、施設に損害が生じた場合の保険料	○	
引き継ぎの費用	指定管理期間終了時等の施設運営に係る引き継ぎ費用		○
施設の利用不能等による	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○

利用料金収入の減少	上記以外の場合(ただし、指定管理料を減額する場合がある)	<input type="radio"/>	
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合(不適切な施設管理による利用者の怪我等)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	上記以外の場合	<input type="radio"/>	
第三者(周辺住民等) への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合(不適切な運営管理による騒音、振動等の苦情等)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	上記以外の場合	<input type="radio"/>	

中央児童館

別紙一 2 リスク分担表

種類	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
法令等の変更	管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	<input type="radio"/>	
税制度の変更	指定管理料に影響を及ぼす税制度の変更	<input type="radio"/>	
事業の中止・延期	市の指示によるもの	<input type="radio"/>	
	指定管理者の事業放棄、破綻		<input type="radio"/>
業務内容の変更	行政運営上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	<input type="radio"/>	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中の業務内容の変更に伴う経費の増加		<input type="radio"/>
不可抗力への対応	天災・暴動等による履行不能	<input type="radio"/>	
許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効等(豊明市が取得するもの)	<input type="radio"/>	
	上記以外の場合		<input type="radio"/>
運営費の上昇	豊明市以外の要因による運営費用の増大		<input type="radio"/>
	物価上昇		<input type="radio"/>
施設・設備の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		<input type="radio"/>
	上記以外の場合	<input type="radio"/>	
性能	協定書及び仕様書に定めた要求水準に不適合する場合		<input type="radio"/>
需要の変動	想定できない特殊な事情が認められる場合	<input type="radio"/>	
	上記以外の場合		<input type="radio"/>
建物総合損害共済(火災保険)への加入	火災等の偶然の事故により、施設に損害が生じた場合の保険料	<input type="radio"/>	
引き継ぎの費用	指定期間終了時等の施設運営に係る引き継ぎ費用		<input type="radio"/>
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合(不適切な施設管理による利用者の怪我等)		<input type="radio"/>
	上記以外の場合	<input type="radio"/>	
周辺住民等への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合(不適切な運営管理による騒音、振動等の苦情等)		<input type="radio"/>
	上記以外の場合	<input type="radio"/>	

児童発達支援センターリスク分担表

リスクの種類	内容	分担区分	
		市	指定 管理者
法令等の変更	施設の管理運営に影響を及ぼすもの（費用増加、施設の改善費等）		○
	指定管理者自身に影響を及ぼすもの		○
経済状況等の変動	物価上昇等		○
備品管理	委託期間中の備品の管理		○
不可抗力	自然災害等により、指定管理者に損害・損失が発生し、合理性が認められるもの	○	
業務委託の不履行	市の責任と認められるもの	○	
	指定管理者の都合によるもの		○
第三者への損害賠償	市の責任と認められるもの	○	
	指定管理者の管理運営によるもの		○
	それ以外のもの	○	○
個人情報保護		○	○

墓地・公園

別記 2

リスク分担表

【リスク分担表】			
種類	内 容	負 担 者	
		市	指 定 管理者
法令等の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
周辺地域・住民及び利用者への対応	業務の内容に対する地域、住民、利用者からの要望、苦情等への対応		○
安全性の確保	施設の運営・維持管理に関わる安全性の確保及び周辺環境の保全(緊急措置含む)		○
利用者、第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合		○
	上記以外の場合	○	
計画等の変更	市が策定する計画等の変更に関する業務内容の変更に伴う経費の増	○	
引継ぎの費用	指定管理期間の終了時等の施設運営の引継ぎ費用		○
事業終了時の原状復帰	指定管理期間の終了又は期間途中での業務廃止の場合における原状復帰等の費用		○
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻によるもの		○
	大規模な災害等による事業中止	協議事項	
維持修理	指定管理者の故意又は過失により行う施設の改良、維持補修		○
	市の発意により行う施設・設備の改良、維持補修	○	
	施設・設備の保守点検(法定点検、日常メンテナンス)		○
	自動火災報知設備及び消防設備の保守点検	○	
	浄化槽の保守点検及び法定検査		○
	警報装置設置	○	
	事故・火災による施設・設備の維持点検	協議事項	
	天災、その他不可抗力による施設躯体・設備の損壊修理	○	
	経年劣化による施設・設備の修繕・維持工事(50万円以下)		○
	経年劣化による施設・設備の修繕・維持工事(50万円超え)	○	
物価等の上昇	法令の改正により必要となった施設・設備の維持補修	○	
	物価・金利変動に伴う経費の増	協議事項	

福祉体育館、体育施設等及び文化広場 リスク分担表

種類	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
法令等の変更	管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
税制度の変更	指定管理料に影響を及ぼす税制度の変更	○	
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
業務内容の変更	行政運営上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
安全性の確保	施設の運営・維持管理に関する安全性の確保及び周辺環境の保全 (緊急措置を含む)		○
第三者への賠償	管理上の瑕疵により損害を与えた場合		○
	施設、危機の不備により損害を与えた場合		協議
不可抗力への対応	天災・暴動等による履行不能	○	
許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効等(豊明市が取得するもの)	○	
	上記以外の場合		○
運営費の上昇	豊明市以外の要因による運営費用の増大		○
	物価上昇		○
施設・設備の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	修繕費が 1 件あたり 50 万円を超えない場合		○
	上記以外の場合	○	
性能不適合	協定書及び仕様書に定めた要求水準に不適合する場合		○
需要変動	想定できない特殊な事情が認められる場合	○	
	上記以外の場合		○
建物総合損害共済(火災保険)への加入	火災等の偶然の事故により、施設に損害が生じた場合の保険料	○	
引き継ぎの費用	指定期間終了時等の施設運営に係る引き継ぎ費用		○
施設の利用不能等による	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○

利用料金収入の減少	上記以外の場合(ただし、指定管理料を減額する場合がある)	<input type="radio"/>	
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合(不適切な施設管理による利用者の怪我等)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	上記以外の場合	<input type="radio"/>	
第三者(周辺住民等) への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合(不適切な運営管理による騒音、振動等の苦情等)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	上記以外の場合	<input type="radio"/>	